

DBS GROUP【P0040】
(DBS Group Holdings Ltd)
を保有されている投資家の皆様へ
ー資本の払戻しのお知らせー

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、DBS GROUPの資本の払戻しにつきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2026年4月8日
2. 現地支払開始日 : 2026年4月17日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付1株あたり、0.15 シンガポールドル
4. 課税関係 : 現地: 源泉徴収課税なし
国内: 交付金額の一部(「みなし配当所得」該当部分)に対して源泉徴収課税あり
5. 受取通貨について :
 - ・受取通貨(円貨または外貨)は、外国株式の配当金等の受取方法に関する弊社へのお申込み内容等によって、お客様毎に異なります。
 - ・具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
 - ①外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
 - ②外国株式配当金等にて外貨MMFの自動買付を申し込まれているお客様
 - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様
 - ・受取通貨の確認及び変更をご希望されるお客様は、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせください。
6. その他 : 上記資本の払戻しと同時期に、現金配当(権利付1株あたり、0.66 シンガポールドル)が別途支払われる予定です。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以 上

大和証券株式会社